

埼玉県生活科学センターくらっしーシアター 映像コンテンツ制作業務委託 仕様書

- 1 件名 埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託
- 2 目的 埼玉県生活科学センターくらっしーシアターで上映する、時代の変化に対応した新たな映像コンテンツ等を追加制作することで、同センターの消費者教育の拠点施設としての機能を強化するものである。
- 3 履行期間 契約日から令和8年3月26日（木）まで
- 4 納入場所 埼玉県川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階
埼玉県生活科学センター

5 委託業務内容

(1) 制作物

次のア及びイの4映像（映像コンテンツ2編・インターネット公開用2編）

ア 映像コンテンツ

(ア) 上映時間

5分以上6分以下 2編（2映像）

この範囲に収まらない場合は理由を示し、埼玉県と協議すること。

(イ) 共通テーマ

「身近な暮らしの中にある消費生活に関する問題について考える」

(ウ) 内容構成

- a 日常の消費生活に関する場面やテーマ・課題を提示し、参加者に解決法や選択肢等を考えさせる内容とする。
- b 映像を見た参加者に、「今日から自分も実践してみよう」という意識付けを行う内容とする。
- c 10年以上の長期使用を前提とし、一時的に話題性のあるテーマに特化しない内容とする。権利譲渡された素材を使用すること。
- d 「楽しく学ぶ」施設のコンセプトにマッチした内容とする。
- e 視覚的な効果や印象に残る演出等、映像の特性を生かした工夫をしたプログラム構成とする。
- f 映像の前後にマスコットキャラクター「くらっしー」のアニメーションを登場させ、参加者、プレイリーダー（司会者）及びくらっしーと3者で対話を行いながら、課題について理解を深めるアクティブラーニング型シアターである特性を生かし、参加者の発言を促し、参加者自らが考える工夫をする。
- g プレイリーダーはシナリオに基づいて映像前3分程度導入の説明、及び映像後に3分程度まとめの説明を行う。
- h 学習効果を高めるため、アナライザーボタンを押して参加者が回答できるクイズを行う。その際はイラストや写真を使う。

(エ) 主な対象（メインターゲット）とテーマ

- a 対象：成人

テーマ：消費者市民社会を目指して

※成人向けに契約や消費者トラブルに陥らないための注意点を分かりやすく伝え、自立した消費者になるために必要なことを参加者に考えさせるもの。

b 対象：幼児

テーマ：お買い物を楽しもう

※買い物への関心を高め、消費者の権利と責任を理解する基礎を習得するきっかけとなるもの。また、楽しみながら買い物について学ぶことができる内容とする。

イ 上記アで制作する映像コンテンツのインターネット公開版

(ア) 上映時間

5分以上6分以下 2編(2映像)

(イ) 活用の方・手法(例示)

a 埼玉県消費生活支援センターや埼玉県生活科学センターのホームページへの掲載

b 埼玉県消費生活支援センターや埼玉県生活科学センター等でのデジタルサイネージ等による投影

c 県・市町村関係機関、各種学校や福祉施設など外部機関におけるパソコン・タブレットを活用した投影

d 県メタバース(バーチャル埼玉)への掲載

e 県公式 Youtube(さいたまどうが)への掲載

(ウ) 使用期間

権利譲渡されたものを使用することとし、使用期間の限定はしない。

(エ) ウェブアクセシビリティ

ウェブアクセシビリティに対応するため、音声で表現されている情報を字幕として付与すること

(オ) その他

映像コンテンツはくらしーシアターで上映する際に行われるプレイリーダーとの掛け合いを前提とした内容になるが、ネット公開版はその視聴だけで完結する内容とする。

(2) 制作にあたっての条件

ア 契約締結後、速やかに制作スケジュールを記載した制作計画書を提出すること。

イ 制作に当たっては、適宜、県と協議を行いながら進めること。

ウ 不明な事項がある場合は、県と協議し承諾を受けた上で実施すること。

エ 粗編集、本編集、ナレーション録音、アニメーション制作の各段階において、試写又は立ち会いにより県の承諾を受けること。

オ 何らかの形で埼玉らしさを演出する。その際、埼玉のイメージアップにつながるよう留意すること(例：撮影場所、俳優、埼玉の県民性が表れる事象等)。

カ ジェンダー主流化や多様性に留意すること。

(3) 映像コンテンツ制作にあたり副次的に制作するものと、その条件

ア 構成・シノプシス(あらすじ)案を作成すること。

イ 構成・シノプシス案に基づき協議し、県の承諾を受けること。

ウ シナリオ案を作成すること。

エ シナリオ案に基づき協議し、県の承諾を受けること。

オ クイズ案とクイズ時に使用するイラストや写真を作成すること。

カ クイズ案等に基づき協議し、県の承諾を受けること。

6 成果品の納入と規格

成果品は、次のとおり納品するものとする。

(1) 映像コンテンツ

映像配信用の指定ファイル形式（MP4）に変換してUSB及びDVDにより納入（予備含め各2本）すること。映像にはチャプターを設けること。

※くらしーシアターにおいて、縦横のピクセルサイズ4：3の画面（有効画面サイズ3048（W）×2286（H））に投影されることを前提として制作すること。

(2) ネット公開版

映像配信用の指定ファイル形式（MP4）に変換してUSB及びDVDにより納入（予備を含め各2本）すること。

※パソコンやタブレット、スマートフォンで再生されることを想定した縦横のピクセルサイズ16：9で制作すること。

(3) シナリオ

印刷物及びPDFデータを各2部ずつ

ア 導入、まとめ説明用

イ クイズ用

(4) クイズ画像

指定ファイル形式（png）に変換した画像データをUSB及びDVDにより納入（予備含め各2本）すること。

7 資料等の貸与

制作に当たって必要な県が保有する資料については、県が必要と認める範囲で貸与する。

8 著作権等について

(1) 本件委託においては、著作権、意匠権等、知的財産権について処理済みの素材を使用すること。

(2) 本件に使用する映像、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ埼玉県に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。

(3) 本件委託により得られる成果物及び著作物に対する著作権は、全て埼玉県に帰属する。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

9 その他

(1) 受注者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。

(2) 撮影時に使う消耗品代等や本委託業務の実施に必要な費用については、契約金額に含むこと。

(3) 埼玉県との円滑な連絡を行うため、責任者を配置すること。

(4) 受注者は埼玉県との綿密な連携をとるとともに、業務の進捗状況について、適宜報告を行い、埼玉県の確認を得ること。

(5) 本件で制作したデータを本件履行以外に使用しないこと。また、第三者へ提供、貸与しないこと。

(6) 本業務遂行中に知り得た事柄を外部に漏えいし、又はほかの目的に利用しないこと。

- (7) 受注者は、この仕様書に定められた事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに埼玉県に報告し、その指示に従うこと。
- (8) 本仕様書に定めがない事項については、その都度、埼玉県と協議を行うこと。

10 参考：くらっしーシアター施設とプログラムについて

- (1) 90名まで収容可能。(この他に車椅子利用者対応席4席)
- (2) 「くらっしー」という犬のマスコットキャラクターが活躍している。
- (3) 客席にはクイズ等で活用するアナライザーボタン(1～3の選択ボタン)がある。
- (4) シアタープログラムについて
 - ア 団体上映は小学校5年生の視聴が中心である。
 - イ 団体上映時は団体の希望するテーマについて、一般上映時は参加者の年齢層等から、適宜上映内容を選択している。
 - ウ プログラムの時間は全体で20分から30分程度である。
 - エ 1本の通し映像を上映するのではなく、オープニング映像、クイズ映像、今回制作するようなテーマ映像(1～2本)、エンディング映像を組み合わせで上映している。
 - オ 「くらっしー」が登場し、プレイリーダーが映像中のくらっしーと掛け合いをしながら、生で参加者との交流を行い、テーマ映像の内容の理解を深められるよう工夫している。